

## 議案第 39 号

### 小川内水排除設備物品購入契約の変更契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 19 年木津川市条例第 51 号）第 3 条の規定により、令和 4 年第 2 回定例会議案第 38 号をもって議決された小川内水排除設備の買入れについて、下記のとおり変更契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

木津川市長 谷口 雄一

### 記

- 1 契約の目的 小川内水排除設備第 2 回変更契約
- 2 変更事項 変更前の契約金額 781,000,000 円  
変更による減額分 18,150,000 円  
変更後の契約金額 762,850,000 円
- 3 契約の相手方 大阪府大阪市淀川区宮原 3-3-31  
株式会社石垣 大阪支店  
支店長 安室 要一

## 参考資料（議案第39号）

### 小川内水排除設備物品購入契約の変更契約の締結について

小川内水排除施設整備工事において、掘削地盤の状態が当初の想定と違ったことから、安全対策に係る追加工事や河川法上の許認可が必要となったことで工事が遅延し、調達設備の一部を年度内に所定の場所に納入することが困難となったため、納入場所を変更し、令和5年度末時点での出来高で精算する変更契約を行うものです。

#### 1 契約変更の内容

変更前の契約金額 781,000,000円（消費税相当額を含む。）

変更による減額分 18,150,000円（消費税相当額を含む。）

変更後の契約金額 762,850,000円（消費税相当額を含む。）

#### 2 減額の主な内容

- （1）自家発電機、貯油槽、操作盤等の輸送について、製作工場から現場までを、製作工場から指定の保管庫までに変更し、現場までの輸送費を減じる。
- （2）自家発電機、貯油槽、操作盤等の設置、調整及び試運転費用を減じる。